

令和2年度 熊本県地域年金事業運営調整会議資料

令和3年3月

目 次

1．はじめに	1
2．地域年金展開事業の概要	2～4
3．令和2年度事業実施結果中間報告（令和2年4月～12月）	5～19
4．トピックス ～新型コロナウイルス感染症への対応～	20～25
5．令和3年度事業計画（案）	26～31
6．参考資料	32～39
（1）令和2年 年金制度改正の概要	
（2）日本年金機構ホームページのリニューアル	
（3）国民年金・厚生年金保険にかかる主な実績指標	
（4）熊本県の厚生年金保険・国民年金の状況	
（5）各年金事務所の国民年金被保険者数及び納付状況	

1 . はじめに

委員の皆様には、平素より年金制度の運営に多大なるご理解・ご協力を賜り、心より御礼申し上げます。

さて、昨年は、社会全体が新型コロナウイルス感染症の対応に追われた一年となりました。

日本年金機構においては、感染拡大を防止し、お客様の安心・安全を確保するため、「日本年金機構における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」を策定し、マスクの着用、定期的な消毒、相談ブースへの仕切りの設置など、広範な感染防止対策を徹底してまいりました。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少があった事業主や被保険者の方に対しては、厚生年金保険料の納付猶予、国民年金保険料免除等の臨時特例措置をご案内するなど、事業主や被保険者の皆様に寄り添った対応に取り組んでまいりました。

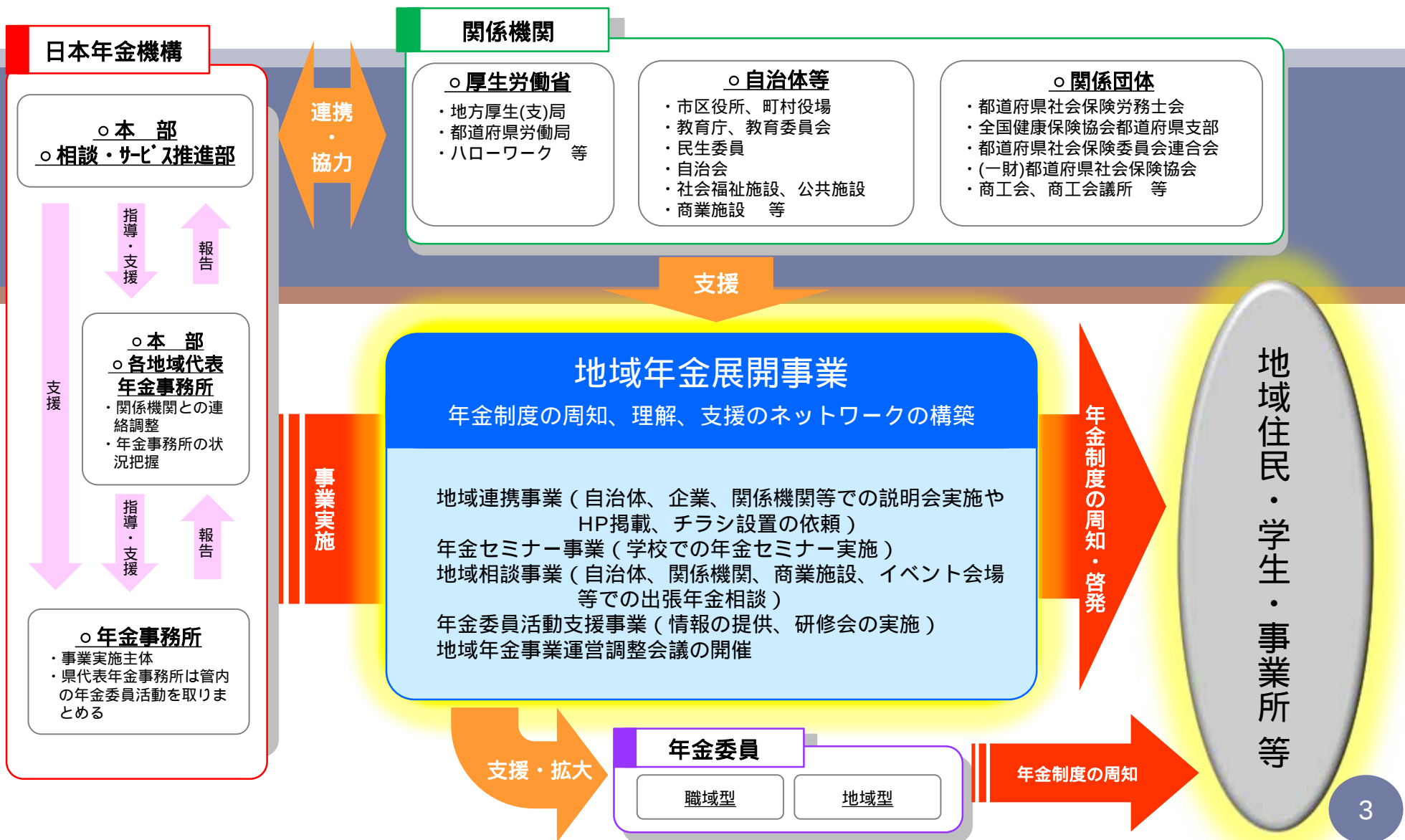
対面・訪問による活動が中心であった地域年金展開事業は、新型コロナウイルス感染症の影響で多くの制約を受けることとなり、計画していた事業の中止や変更を余儀なくされております。この地域年金事業運営調整会議についても、本来であれば委員の皆様からご意見を賜り、議論を重ねる貴重な機会でありましたが、書面による開催が続いている状況です。

このように厳しい現状ではありますが、一方で、これは従来のビジネスモデルを転換し、非対面・非接触を中心としたオンラインビジネスモデルを推進する好機であると捉えています。今後は新たに導入されたWeb会議ツールを積極的に活用し、学校や関係機関の環境に応じた多様な年金セミナーや制度説明会の開催、各種研修のオンライン化を進めることに加え、電子申請・ねんきんネットのさらなる利用促進に取り組んでまいります。

今後も、委員の皆様のお力添えをいただきながら、公的年金制度の周知・理解促進にさらに注力するとともに、制度を正しく確実に運営することで、「社会の安定・安心へ貢献する」という日本年金機構の使命を果たしてまいります。引き続き、ご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

2 . 地域年金展開事業の概要

地域年金展開事業の概要



地域年金展開事業の主な取組

公的年金制度の普及・啓発や国民年金保険料収納率の向上等のため、関係機関との連携協力のもと、「年金制度説明会」や「年金セミナー」「出張年金相談」等を実施します。

また、日本年金機構が取り組む公的年金制度の普及・啓発活動について、都道府県ごとに関係者や有識者からなる「地域年金事業運営調整会議」を開催し、事業推進の意見や助言を伺います。

地域連携事業

職員が自治体や民間企業、関係機関、関係団体等に出向き、事務担当者や従業員・所属員・加入員向けの年金制度説明会を実施。
市区役所・町村役場の広報誌や行事等を通じ、年金制度や日本年金機構が行う事業の周知、ポスター・チラシの掲示や設置、配布の依頼等。

年金セミナー事業

職員が、大学や短大、専門学校、高校等に出向き、学生・生徒向けの年金セミナーを実施。または年金セミナー用動画（DVD）を配付。
大学での年金相談、学生納付特例制度の申請窓口の開設、パンフレットの掲示や設置、配布の依頼等。

地域相談事業

年金事務所から遠方の地域住民の利便性やニーズに応えるため、市区役所・町村役場や大規模商業施設、イベント会場等で、出張年金相談や免除申請窓口を開設。

年金委員 活動支援事業

年金委員を対象とした研修会の開催や、各種冊子・チラシなど活動に役立つ情報を提供。

地域年金事業 運営調整会議

公的年金制度の普及・啓発などの検討や年金事務所が行う事業への意見・助言を行うため、学識経験者や関係機関の職員などを委員として都道府県単位で設置。

3 . 令和 2 年度事業実施結果中間報告

(令和 2 年 4 月 ~ 1 2 月)

○ 地域連携事業

市町村・官公庁

計画

市町村や官公庁に、窓口での年金制度に関するポスターの掲示及びリーフレットの設置等を依頼し、地域住民への情報提供の充実を図る。

市町村広報誌等を活用し、年金制度や出張相談に関する周知を行う。

市町村職員への研修、説明会を定期的に実施する。



実績

市町村や官公庁に、年金生活者支援給付金や新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた各種対策に関するポスターの掲示及びリーフレットの設置等を依頼し、地域住民への周知広報を実施した。

また、市町村や地域年金事業運営調整会議委員、年金委員に日本年金機構アニュアルレポートを送付し、事業運営の状況や目標の達成状況について報告した。

市町村広報誌へ出張相談の日程などの年金に関する記事を提供し、地域住民への広報を行った。

高森町のケーブルテレビに出演し年金制度の周知を行った。

市町村職員への制度説明会を以下のとおり実施した。

実施月	事務所	内容	参加者
6月	本渡	新任担当者研修	1名
8月	玉名	新任担当者研修	5名
9月	玉名	実務担当者研修	5名
12月	八代	新任担当者研修	10名
12月	県内	下記(注)	45名

(注)

九州厚生局と共催で、九州管内市町村職員への事務説明会を開催した。また、今回は機構のテレビ会議システムを活用し博多年金事務所から発信する方法で開催した。

開催日 12月7日・14日

テーマ 国民年金免除申請書受付時における留意事項
国民年金における外国人の適用
障害年金事務にかかる留意事項

総括及び課題

○新型コロナウイルス感染症の影響により、市町村や官公庁に出向くことが難しい状況が続いたため、研修会の回数も例年と比べ減少した。

○市町村等の関係性は今後も重要であるため、オンラインを活用し研修会等の充実を図りたい。



計画

実績

総括及び課題

市町村担当職員向け情報誌を定期的に発行し、制度改正や事務処理上の留意点について情報提供を行う。

国税局・税務署へ広報チラシの設置を依頼する。

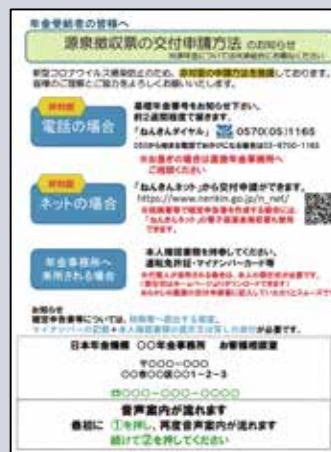
外国人のお客様が年金に関する相談で市区町村窓口に来られた際に、市区町村職員とお客様が、受話器を交互に受け渡し通訳業者と会話することで窓口対応を可能とする「多言語サービス」を導入した。

導入日 10月1日
対応言語 10か国語

市町村職員向け情報誌「かけはし」を定期的に発行し、制度改正や事務処理上の留意点についてタイムリーな情報提供を行った。

送付時期 5月、7月、9月、11月（奇数月に発行）

確定申告時の窓口混雑緩和のため、熊本国税局及び熊本県内税務署に「年金受給者の源泉徴収票再発行手続き」及び「国民年金保険料控除証明書再発行手続き」に関するチラシの設置依頼を行った。



- これまでと同様に、各種制度の周知や情報提供について、市町村や関係団体と協力して実施することができた。
- 国民年金の適用・収納については、市町村との緊密な連携が不可欠であるため、研修会や意見交換の機会の充実をさらに進めていく必要がある。

計画	実績	総括及び課題
社会保険労務士会 定期的に連絡会を開催するとともに、適宜情報提供を行う。 会員に対する研修会を開催する。	定期的な連絡会議を年2回開催し、制度改正や事務取扱いの変更等にかかる情報提供を行うとともに、相談予約や電子申請の推進に関する協力依頼を行った。 第1回（8月28日）KKRホテル熊本で15名参加 新型コロナウイルス感染症の影響により、予定していた研修会を開催することができなかった。	前年度までは、「年金相談の委託業務について」が主なテーマであったが、適用関係について変更。今後大きな制度改正を控え、機構の事業推進には社会保険労務士会との連携が不可欠であり、さらに協力連携を進めていく。
全国健康保険協会 定期的に連絡会議を開催し、情報共有を図る。 機構及び全国健康保険協会の業務にかかる研修会を相互に実施する。 全国健康保険協会熊本支部及び熊本県社会保険委員会と共催で年金委員功労者表彰式を開催する。	10月21日に幹部会を開催し、双方に関連する事業についての対応方針の策定や、課題に対する協議・検討を行った。 新型コロナウイルス感染症の影響により、4月予定していた幹部会を開催することができなかった。 昨年度に引き続き、全国健康保険協会熊本支部との相互研修を実施し、双方の業務について理解を深めた。 11月13日に年金委員功労者表彰式を開催した。 P16「ねんきん月間」及び「年金の日」における取組を参照。	厚生年金保険の適用に伴う保険証の発行や、健康保険の給付と年金の給付など、相互に関連する業務について理解を深めることは、お客様サービスの観点からも非常に重要であることから、引き続き連携強化を図る。
社会保険協会 社会保険協会発行の広報誌へ記事を掲載し、会員事業所への情報提供を行う。	偶数月に発行される社会保険協会発行の広報誌「社会保険くまもと」に記事を掲載し、情報提供を行った。 主な掲載記事 ・電子申請の推進 ・算定基礎届・賞与支払届提出の案内 ・「わたしと年金」エッセイ募集 ・ねんきんネットの利用促進	記事掲載による情報発信をさらに効果的なものとするため、より分かりやすく読みやすい記事となるよう工夫する。

計画	実績	総括及び課題
社会保険委員会 社会保険委員会主催の会議に出席し、年金制度の説明や事業への協力依頼を行う。 熊本県社会保険委員会と共催で年金委員功労者表彰式を開催する。	7月7日（火）熊本県社会保険委員会支部長会議、10月21日（水）熊本支部役員会において、年金事業への協力依頼を行った。 11月13日に年金委員功労者表彰式を開催した。 P16「ねんきん月間」及び「年金の日」における取組を参照。	新型コロナウイルス感染症の影響により集合による研修会の開催が難しい中、オンラインの活用を含め、広く情報提供できる方法を検討する必要がある。
年金（受給者）協会 熊本県年金協会連合会主催の会議に出席し、年金制度の説明や事業への協力依頼を行う。	7月開催の評議会や支部（総会）に出席し、事業や年金委員委嘱拡大への協力依頼を行う予定だったが、新型コロナウイルス感染症の影響により開催中止となった。	今後大きな制度改正を控えており、確実に周知広報を行うとともに、年金委員の委嘱の依頼も積極的に行う。
自治体・町内会等 地域住民への年金制度説明会を開催する。 地域型年金委員を活用し、地域住民への情報提供を行う。	新型コロナウイルス感染症の影響により、地域住民への年金制度説明会は開催できなかった。 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う国民年金保険料免除に関する案内や、わたしと年金エッセイ募集に関する周知、年金事務所の混雑予想など、地域の中での情報発信に協力していただいた。	- 地域住民のニーズを的確につかみ、地域住民が容易に理解し、かつ役に立つような制度説明会ができるよう努める。 - 地域住民との橋渡し役として、地域型年金委員の役割は非常に重要であることから、その活動のサポートをさらに充実させる。

計画

実績

総括及び課題

企業や団体の従業員に対し、年金制度説明会を開催する。

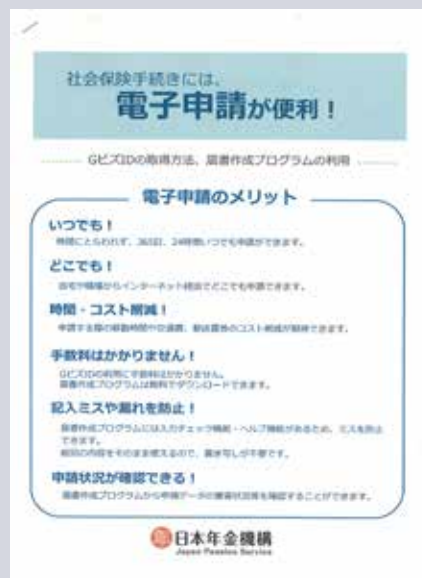
企業や団体に年金に関する情報提供を行うとともに、関係者への周知を依頼する。

以下のとおり事業所の従業員に対して年金制度説明会を開催した。

実施日	事務所	対象事業所	参加者
11月13日	熊本東	ゆうちょ銀行九州エリアの職員 (オンライン説明会)	14名

以下の機関に対し、社会保険加入について・電子申請・ねんきんネット等リーフレット設置の協力依頼を行い、利用者への周知を依頼した。

- ・南九州税理士会
- ・熊本県建設業労働災害防止協会
- ・熊本県商工会議所
- ・熊本県トラック業協会
- ・熊本県庁監理課



- これまで、民間企業へのアプローチが弱く、説明会の開催や協力連携する機会が少なかったため、今年度は重点的に取り組んだ。
- 今後も取組を継続するとともに、企業のニーズを的確につかみ、さらなる連携強化を図る。

○年金セミナ一事業

計画	実績	総括及び課題
年金セミナーの実施に向け、教育関係機関への協力依頼を行う。 中学校・高校・大学・専門学校等に対し、積極的なアプローチを行う。 また、アプローチを行う際は、地域年金推進員を積極的に活用する。	年金セミナー・制度説明会の実施に向け、熊本県教育庁高校教育課、私学協会、市町村教育委員会に対し協力依頼を行った。 熊本県私立中学・高等学校校長会に出席し、年金セミナー開催の協力依頼を行った。 新型コロナウイルス感染症の影響を受け各教育機関への開催依頼文書の送付は出来なかった。 なお、可能な範囲で地域年金推進員が学校に対し個別にアプローチを行い詳細について説明を行うことができた。 	- 新型コロナウイルス感染症の影響を受け計画通りに進まない面が多かったが、地域年金推進員には精力的にアプローチを実施していただいた。 - 学校側のカリキュラムやニーズを十分把握するとともに、多様な年金セミナーが実施できることを積極的にアピールし、数あるセミナーの中から年金セミナーを選んでいただけるよう努める。 Web会議ツールを活用したオンラインセミナーについては、P23「多様な年金セミナー等の実施に向けた対応」を参照。

計画

実績

総括及び課題

新型コロナウイルス感染症対策を徹底したうえで、各学校の状況や要望に応じた年金セミナーを開催する。

新型コロナウイルス感染症対策を徹底したうえで、以下のとおり年金セミナーを開催した。
また、今年度から、これまでの対面型セミナーに加え、セミナー用動画（DVD）を配付し視聴していただく形式も導入した。

- 今後Web会議ツールを活用した年金セミナーが増加することを踏まえ、オンラインセミナーに適した資料の作成、操作方法の習得、伝わりやすい説明の仕方などについて検討していく。
- 相手方にオンラインセミナーのメリットが実感できるような工夫を重ねていくことが重要である。



実施日	事務所	対象校	参加者	開催形式
6月1日	熊本西	熊本工業専門学校	19名	対面式
7月30日	"	崇城大学	21名	対面式
9月8日など3日間	"	湖東カレッジ唐人校	計47名	対面式
11月5日	"	熊本県立大学	270名	オンライン（学校設備）
11月19日	熊本西 熊本東	尚絅大学短期大学部武蔵ヶ丘キャンパス	170名	オンライン（学校設備）
12月2日	熊本東	熊本市立千原台高校	182名	対面式
12月7日	"	宇城市立三角中学校	29名	DVD視聴
12月7日	"	熊本市立五霊中学校	95名	DVD視聴
12月8日	熊本西	城北高校	150名	DVD視聴
12月8日	"	専門学校東京CPA会計学院熊本校	18名	DVD視聴
12月8日	"	熊本県立農業大学	13名	DVD視聴
12月8日など3日間	"	九州工科自動車専門学校	計92名	対面式

計画		実績			総括及び課題
年金セミナーの開催					
	実施日	事務所	対象校	参加者	開催形式
	12月9日	熊本西	熊本歯科衛生士専門学校	145名	D V D 視聴
	12月10日	〃	ルーテル学院高校	102名	D V D 視聴
	12月15日	本渡	天草都市医師会付属天草准看護高等専修学校	9名	D V D 視聴
	12月16日	熊本東	県立熊本工業（定時制）	14名	対面式
	12月16日	〃	東海大学附属熊本星翔高校	8名	D V D 視聴
	12月17日	〃	熊本市立東野中学校	134名	D V D 視聴
	12月23日	〃	熊本市立桜山中学校	50名	D V D 視聴
	12月23日	熊本西	文徳高校	53名	D V D 視聴
	12月24日	本渡	新和中学校	23名	D V D 視聴
地域年金推進員					
	地域年金推進員に対する研修会や連絡会議を開催し、意見交換・情報共有を行う。	7月6日地域年金推進員（4名）を参集し、地域年金推進員連絡会議を開催した。 主な議題 令和元年度年金セミナー開催状況 令和2年度年金セミナー開催に向けた取組			○ 年金セミナーの活性化のためには地域年金推進員の協力が極めて重要であるため、引き続き、連携を強化していく。

○ 地域相談事業

計画		実績					総括及び課題
市町村	遠隔地の市町村において、定期的に出張年金相談を開催する。	以下のとおり各市町村において出張年金相談を開催した。 なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、4月及び5月については一部開催中止となった。					- 新型コロナウイルス感染症の影響により一時中断した時期もあったが、持ち運び可能な仕切りを作成するなど、感染防止対策を徹底したうえで実施することができた。 - 遠隔地にお住いの被保険者・受給者にとって、出張年金相談は極めて重要な相談の機会であり、多くのニーズもあることから、引き続き市町村や関係機関と連携しながら実施していく。
		事務所	開催場所	開催頻度	開催数	相談件数	
		熊本東	阿蘇市(一の宮保健センター)	毎月2回	11回	104件	
		〃	阿蘇市農村環境改善センター	毎月2回	11回	112件	
		〃	高森総合センター	毎月1回	7回	61件	
		〃	おぐに町民センター	毎月1回	8回	66件	
		〃	宇城市役所会議室	毎月2回	14回	124件	
		〃	宇土市福祉センター	毎月2回	15回	167件	
		〃	矢部健康福祉センター(千寿園)	毎月1回	6回	44件	
		熊本西	山鹿市役所	毎週1回	5回	57件	
		〃	熊本北区役所	毎月1回	3回	40件	
		〃	菊池市役所	毎月2回	6回	77件	
		〃	大津町役場	毎月1回	5回	57件	

14

計画		実績					総括及び課題
市町村		事務所	開催場所	開催頻度	開催数	相談件数	
		八代	水俣市総合もやい直しセンター	毎月2回	15回	90件	
		〃	芦北町役場	毎月1回	5回	30件	
		〃	多良木町役場	毎月2回	18回	160件	
		〃	人吉市東西コミュニティセンター	毎週1回	31回	313件	
		〃	錦町社会福祉協議会	毎月2回	17回	159件	
		本渡	天草市役所牛深支部	毎月1回	8回	30件	
		〃	上天草市役所大矢野庁舎	毎月1回	6回	26件	
		玉名	荒尾市役所	毎月1回	8回	30件	
		(令和2年4月～12月)					
ハローワーク	ハローワークと協力し、離職者に対する年金制度説明会を開催する。	ハローワークにおいて、定期的に求職者や失業者に対する年金制度説明会を開催した。あわせて、国民年金保険料免除申請にかかる相談会を開催した。 ただし、新型コロナウイルス感染症の影響により、資料の設置のみとなるなど、予定の回数及び内容での実施ができない場合が多くあった。				○ 新型コロナウイルス感染症の影響により、今年度は予定していた取組が十分にはできなかったが、免除申請書の獲得を効率的に行えることから、引き続き取り組んでいく。	

15

○ 年金委員活動支援事業

計画	実績	総括及び課題
年金委員 年金委員に対する定期的な研修会・意見交換会を開催する。 各種情報提供や制度周知の協力依頼を適時行う。 年金委員の委嘱拡大に向け、事業所や関係機関に対しアプローチを行う。 年金委員功労者表彰式を開催する	以下のとおり、年金委員に対して研修会を開催し、年金委員の活動を支援した。 なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、予定していた研修会の多くが資料の送付による対応となった。 年金生活者支援給付金、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた各種対策、新たな制度等に関するリーフレットを定期的に送付し、地域での周知・広報の協力依頼を行った。 また、年金委員活動の推進・サポートを目的に、「地域型年金委員の手引き」「職域型年金委員の手引き」を送付した。 地域型年金委員に対しては、偶数月に情報誌「なごみ便り」を送付し、情報提供を行った。 対面でのアプローチが制限されたため、事業所や関係機関に対し、主に文書の送付によるアプローチを行った。 熊本県商工会議所に対し、年金委員募集チラシの設置を依頼。 11月13日に年金委員功労者表彰式を開催した。 P16「ねんきん月間」及び「年金の日」における取組を参照。	- 年金委員の活動は、職場や地域における制度周知・制度への理解に欠かせないことから、今後もしっかりとその活動をサポートしていく。 - 年金委員の委嘱数は職域型・地域型ともに減少傾向にあり、年金委員のメリットを感じていただけるような取組を検討し、委嘱拡大を目指す。

○ 「ねんきん月間」及び「年金の日」における取組

計画		実績					総括及び課題																					
年金委員表彰式	年金委員功労者表彰式を開催する。	年金委員功労者表彰式を以下のとおり開催した。 なお、今年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、記念講演は実施せず、表彰状授与式のみを行った。 開催日 11月13日 場 所 K K R ホテル熊本城彩の間 受賞者 厚生労働大臣表彰 1名 日本年金機構理事長表彰 3名 日本年金機構理事表彰 10名					感染拡大防止策について会場側と十分に事前準備を行い、スムーズな式の運営ができた。																					
	各拠点において、公的年金制度を積極的にPRするための独自の取組を実施する。	<table><thead><tr><th>実施日</th><th>開催場所</th><th>内容</th><th>参加者</th><th>事務所</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="2">11.25</td><td>ゆめタウンはません</td><td>出張相談</td><td rowspan="2">10人</td><td rowspan="2">熊本東八代</td></tr><tr><td>ゆめタウン光の森</td><td>出張相談</td></tr><tr><td rowspan="2">11.26</td><td>サンリブ本渡</td><td>出張相談 こども絵画展</td><td rowspan="2">2人</td><td rowspan="2">本渡</td></tr><tr><td>イオン八代</td><td>出張相談</td></tr><tr><td rowspan="2">11.27</td><td>鶴屋百貨店</td><td>出張相談</td><td rowspan="2">14人</td><td rowspan="2">熊本西</td></tr><tr><td></td><td></td></tr></tbody></table> 11月27日に各年金事務所に年金委員が参集し、機構のテレビ会議システムを活用する形で、リモートによる全国年金委員研修会を開催した。また、研修会開催後に、機構の事業の状況や年金委員活動に関し意見交換を行った。 主な議題 年金制度改正 ねんきんネット、電子申請の利用促進 機構の事業にかかる現状と課題 年金委員活動にかかる現状と課題 市町村、年金委員、地域年金事業運営調整会議委員にポスター・リーフレットを送付し、「ねんきん月間」「年金の日」にかかる取組についての周知・広報の協力依頼を行った。また、同時に市町村広報誌掲載依頼を行った。	実施日	開催場所	内容	参加者	事務所	11.25	ゆめタウンはません	出張相談	10人	熊本東八代	ゆめタウン光の森	出張相談	11.26	サンリブ本渡	出張相談 こども絵画展	2人	本渡	イオン八代	出張相談	11.27	鶴屋百貨店	出張相談	14人	熊本西		
実施日	開催場所	内容	参加者	事務所																								
11.25	ゆめタウンはません	出張相談	10人	熊本東八代																								
	ゆめタウン光の森	出張相談																										
11.26	サンリブ本渡	出張相談 こども絵画展	2人	本渡																								
	イオン八代	出張相談																										
11.27	鶴屋百貨店	出張相談	14人	熊本西																								

各拠点の取組



17



計画

「わたしと年金」エッセイ募集に係る広報・アプローチを積極的に行い、応募につなげる。

応募校に対し感謝状を贈呈する。

実績

「わたしと年金」エッセイの応募数増加に向け、市町村、教育関係者、教育機関に協力依頼を行った。
さらに、地域年金推進が教育機関に対し積極的に周知・広報を実施した。

これらの取組の結果、今年度は33件の応募があったが、コロナの影響もあり昨年度より大幅に減少した。

応募数 真和高校 33件

12月16日に熊本東年金事務所副所長が真和高等学校を訪問し、感謝状を贈呈した。



総括及び課題

- より多くの学校に夏休みの宿題等として取り入れてもらい、今年度以上の応募となるよう、入選作品集の送付など、引き続き広報活動に力を入れる。

○ 地域年金事業運営調整会議

計画	実績	総括及び課題
運営調整会議 地域年金事業運営調整会議を年2回開催し、取組状況を報告する。 地域年金事業運営調整会議委員に、年金制度や事業に関する情報提供を行う。 これまでいただいた会議における提言を取組に反映させる。	新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年7月に開催を予定していた令和2年度第1回地域年金事業運営調整会議は、中止となった。 地域年金事業運営調整会議委員に、「ねんきん月間」や「年金の日」にかかるポスター・リーフレット、予約相談にかかるリーフレットを送付し、各種取組への協力依頼を行った。 新型コロナウイルス感染症の影響により、開催中止となったため、委員の意見を伺うことができなかった。 今後は、集合形式による開催だけでなく、書面やオンラインによる開催も想定し、開催形式に関わらず委員の意見を伺うことができる方法を検討する。（今回の会議から実施）	○ 書面による開催となった場合でも、委員の皆様のご意見をしっかりと事業に反映できるような仕組みを構築していく。 ○ 今後、地域年金事業運営調整会議をはじめ各種会議や研修について、オンラインを活用した開催が可能となるよう、機構本部と連携して取り組んでいく。

4 . トピックス

～ 新型コロナウイルス感染症への対応～

(1) 新型コロナウイルス感染症への主な対応

日本年金機構では、感染拡大を防止しお客様の安心・安全を確保するため、「日本年金機構における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」を策定し、各拠点において広範な感染防止対策を実施しています。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少があったお客様に対しては、保険料の納付猶予や免除の特例制度をご案内するなど、組織を挙げて対応しています。

衛生・労務管理	・各拠点に「新型コロナウイルス感染予防対策委員会」を設置し、感染防止対策を徹底 ・マスク等の着用、手指消毒の徹底、換気の徹底 ・総合窓口、待合スペース、トイレ等に消毒液を設置 ・トイレなど拠点設備の清掃・消毒の徹底
接触機会の低減	・時差通勤、在宅勤務の実施 ・オンラインによる会議の推進、会議時の対人距離の確保 ・お客様相談ブースにアクリル板等を設置、待合スペースの椅子の撤去
業務・お客様対応等	・個別訪問・来所要請の制限、滞納処分・強制徴収の停止 ・厚生労働省「生活を守る」プロジェクトチームで示された「学生への支援」の取組として、内定を取り消されたり、アルバイト収入を失った学生等を、特定業務契約職員として全国の事務センターで採用 ・政府の「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」等を受けた対応として、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業主、被保険者、年金受給者に対する措置を以下のとおり実施（令和3年1月現在） 厚生年金保険料等の納付猶予の特例 （令和2年2月以降の任意の期間に相当な収入の減少が生じた場合、令和2年2月1日から令和3年2月1日までに納期限が到来する厚生年金保険料等の納付を、申請により1年間猶予することができる。 なお、延滞金は全額免除となる。）

厚生年金保険料等の納付猶予特例



国民年金保険料免除等における臨時特例措置

(失業や事業の休止に至らない場合でも、収入が急減し当年中の見込み所得が免除基準相当に該当する場合、簡易な手続きにより保険料免除などを可能とする特例措置。)

障害年金受給権者等における障害状態確認届(診断書)の提出期限延長

(障害年金の受給者等に提出していただく障害状態確認届(診断書)について、提出期限が令和2年2月末日から令和3年2月末日までの間にある受給権者等について、提出期限をそれぞれ1年間延長。)

新型コロナウイルス感染症の影響による休業に伴う標準報酬月額の特例改定

(令和2年4月から令和3年3月の間に、新型コロナウイルス感染症の影響による休業により報酬が著しく下がった方について、厚生年金保険料等の標準報酬月額を、通常の随時改定(4か月目に改定)によらず、翌月から改定。)

国民年金保険料免除等における臨時特例

障害状態確認届の提出期限延長

標準報酬月額の特例改定

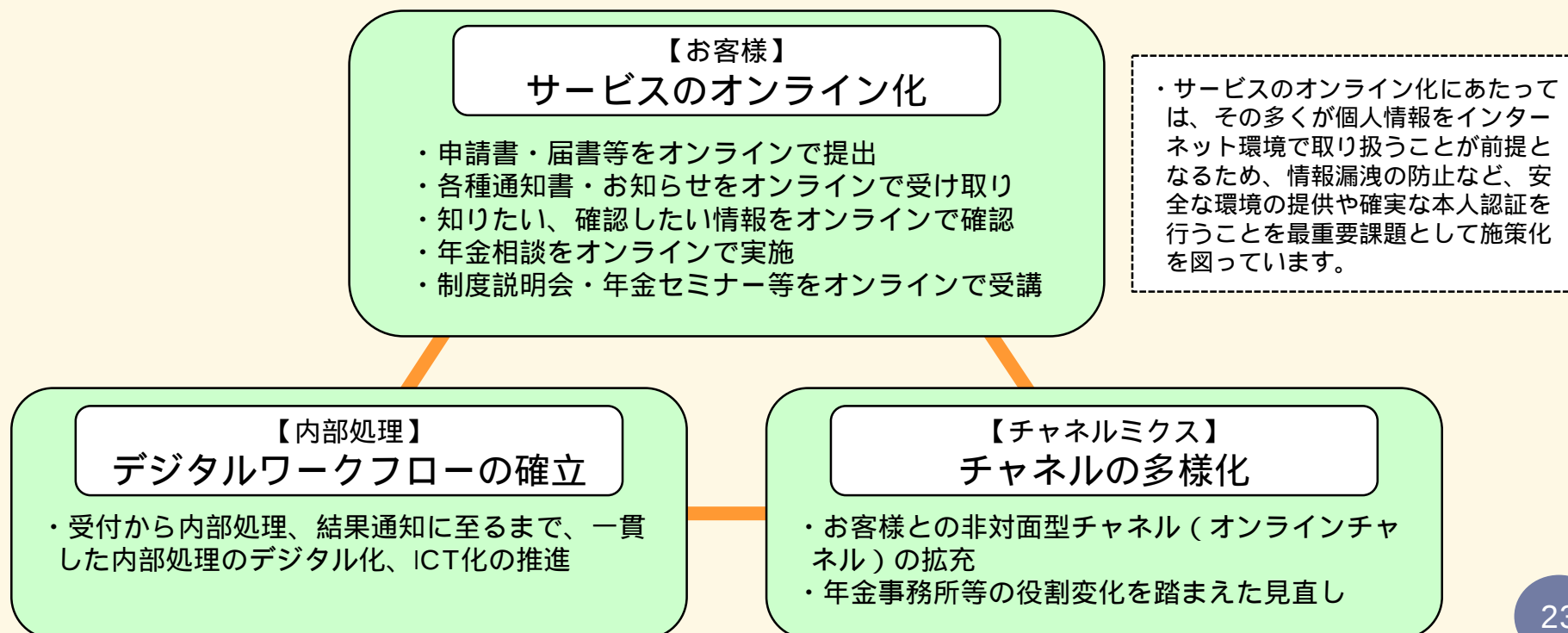
業務・お客様対応等

(2) オンラインビジネスモデルの実現

日本社会やライフスタイルが急速に非対面・非接触型のビジネス環境に移行している中で、日本年金機構においても、来訪・訪問型のビジネスモデルから、基本的な申請・届出手続きや制度説明会の受講などがオンライン環境で可能となるようなビジネスモデルへの転換に取り組んでいます。

また、サービスのオンライン化に加え、機構内の事務処理のデジタルワークフローの確立や、多様化するお客様チャネルの体系整理も進めています。

● オンラインビジネスモデルの全体像



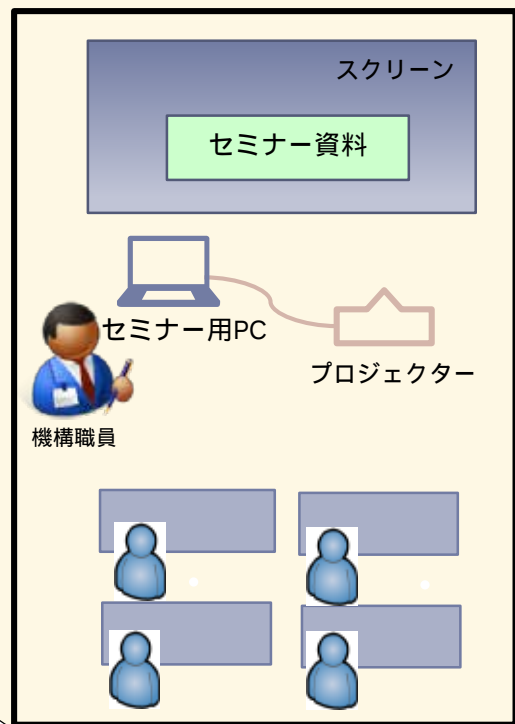
（３）多様な年金セミナー等の実施に向けた対応

地域年金展開事業の分野に関しては、年金セミナーや制度説明会を安心して受講いただくため、Web会議ツールを活用したオンラインによる年金セミナー等の実施に向けた準備を進めています。また、令和2年11月から、「知っておきたい年金のはなし」を基に作成した年金セミナー用動画（DVD）を無料で配付し、これまでの対面型の年金セミナーだけでなく、動画提供型の年金セミナーを可能としました。

なお、オンラインによる年金セミナーは、まずは地域代表年金事務所（熊本東年金事務所）に導入し、実施結果を検証しながら、順次、全年金事務所に導入する予定です。

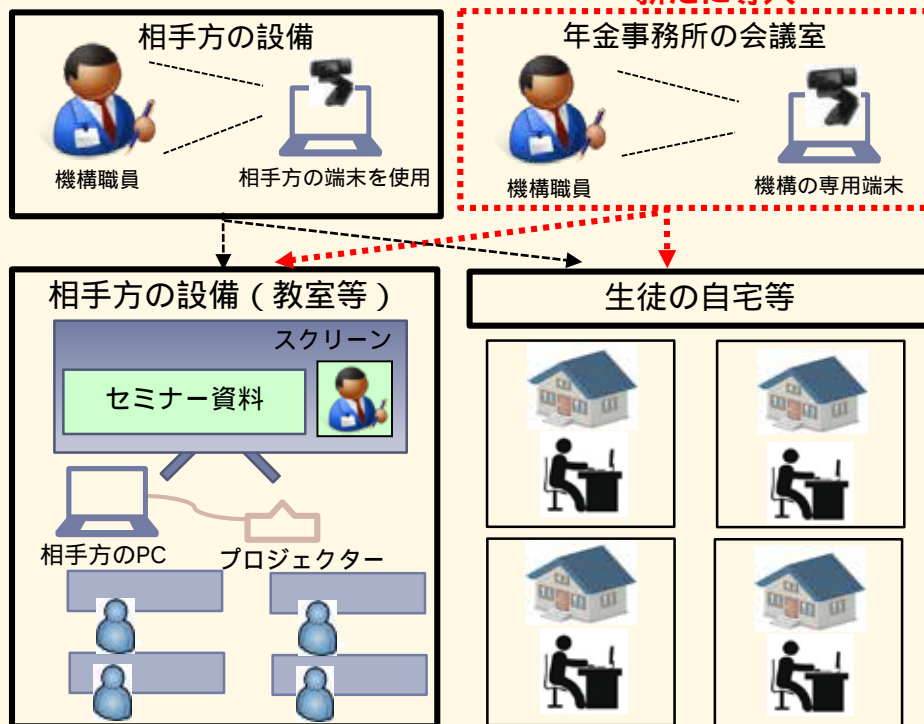
対面型

職員（講師）が学校等に赴き、受講者と対面で実施する方法



非対面型（オンラインセミナー）

Web会議ツールを利用して講師と受講者をオンラインで結び、モニターを通じてセミナーを実施する方法



動画提供型

機構から配付したセミナー用動画（DVD）を受講者が視聴する方法



令和2年11月から運用開始

「知っておきたい年金のはなし」を基にした一般的な内容のセミナー用動画に加え、今後、テーマや受講者の属性に合わせた複数バージョンの動画を作成する予定です。

(4) 電子申請・ねんきんネットの利用促進

お客様に提供するサービスのオンライン化として、事業主様向けには「電子申請」、個人のお客様向けには「ねんきんネット」の利用促進に力を入れています。

年金事務所ごとに一定の数値目標を定め、事業所への電話勧奨やリーフレットの送付、来所されたお客様への説明、地域年金事業運営調整会議委員や年金委員の皆様への協力依頼など、様々な機会をとらえた周知広報に取り組んでいます。

マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナポータルからも簡単に「ねんきんネット」が始められます。

「電子申請」のリーフレット

事業主の皆さまへ
**社会保険手続きは
電子申請でカンタンに！**

電子申請とは、申請・届出を紙やCD・DVDではなく、インターネットを利用して行うことです。
なお、2020年4月から特選の事業所について**電子申請の義務化が始まっています。**
※詳しくは日本年金機構ホームページをご覧ください。

電子申請のメリットって何ですか？

- 24時間365日いつでもどこでも申請可能です。
郵送費などのコスト削減も期待できます。
- お金はかかりませんか？
GビジネスIDを使うと手数料なしで電子申請を始めることができます。
- 電子申請のやり方がわかりません。
日本年金機構ホームページに利用手順を掲載しています。
併せて利用手順の図解動画も掲載しています。
ぜひ、ご覧ください。

<http://www.nenkin.go.jp/8emibem/index.html>

電子申請がいちばん早い！

◎電子申請なら紙や電子媒体で申請されたものよりも早く処理がされます。
例えば、保険証は紙で申請されるより電子申請の方が**3～4日早く**届きます。
ぜひ電子申請をご利用ください！

電子申請のご利用方法

STEP 1 「GビジネスID」のアカウント取得

STEP 2 申請データの作成

STEP 3 業務作成プログラムから申請！

※「GビジネスID」の申し込みは、申請者は各GビジネスIDホームページから行えます。
<https://gids.nenkin.go.jp>

電子申請の方法はこの他にも「e-Gov」を利用した方法等もあります。詳細は日本年金機構ホームページをご覧ください。

令和2年11月より
電子申請が利用しやすくなります！
e-Govでの申請にGビジネスIDを利用することができるようになります。(令和2年11月24日開始)
ぜひご利用ください！

ご質問にあたりご不明な点は、『電子申請相談チャット』へ！
日本年金機構ホームページでは、電子申請に関するよくあるお問い合わせに対応して対応する電子申請相談チャットを開設しています。
24時間いつでも対応いたしますので、ぜひご利用ください。

お電話での電子申請のご利用に関するお問い合わせ先はこちらです
1566-8111(受付時間：午前9時～午後5時) ※電子申請に関するお問い合わせは、受付時間外は1566-8111(受付時間：午前9時～午後5時)へお問い合わせください。
※お問い合わせの際は、お電話の受付時間外は、1566-8111(受付時間：午前9時～午後5時)へお問い合わせください。
※お問い合わせの際は、お電話の受付時間外は、1566-8111(受付時間：午前9時～午後5時)へお問い合わせください。

日本年金機構
Japan Pension Service

「ねんきんネット」のリーフレット

**ご自宅で
「ねんきんネット」始めてみませんか！**

「ねんきんネット」とは、お客様がパソコンやスマートフォンで
ご自身の年金情報を手軽に確認できるサービスです。

「ねんきんネット」でできること

- 記録の確認**
ご自身の年金情報の記録や、お勤めになった会社の健康保険料の記録、厚生年金の記録を確認できます。
- 年金見込額の試算**
働き方や年金を申請して年金が、将来にわたってどのくらいもらえるのかを試算することができます。
- 通知書の確認**
厚生年金の通知書を確認することができます。
- 通知書の再交付申請**
通知書が紛失した場合、再交付の申請をすることができます。

※「ねんきんネット」は、お勤め先が厚生年金に加入している方が利用できます。

日本年金機構
Japan Pension Service

ねんきんネットの始めかたは簡単です！

準備
・基礎年金番号
・アクセスキー
・マイナンバーカード

登録
・ねんきんネットホームページ(www.nenkin.go.jp/n-net/)の「新規登録」にアクセスし必要な事項を入力してください。
・マイナンバーカードを提示して登録完了。

利用開始
・ねんきんネットにログインして利用を開始しましょう。

マイナンバーカードをお持ちの方は
マイナポータルから「ねんきんネット」を始められます！

マイナポータルにログイン

「ねんきんネット」
そのままだら利用開始

詳しくは「ねんきんネット」で検索
0570-058-555

日本年金機構
Japan Pension Service

5 . 令和 3 年度事業計画（案）

(1) 地域連携事業

市区町村、自治会、事業所、関係機関等と協力・連携し、公的年金制度の周知・広報の充実及び国民年金保険料の納付率向上を図る。

- 1 . 関係機関・関係団体との連携による周知・啓発
 - ・ 市町村、ハローワーク、税務署等に、窓口での年金制度に関するポスターの掲示及びリーフレットの設置を依頼し、地域住民への情報提供の充実を図る。
 - ・ 関係機関の会議や研修会に参加し、年金制度や事業に関する情報提供を行う。
- 2 . 市町村広報誌等による周知・啓発
 - ・ 市町村広報紙等を活用し、出張年金相談の日程や年金制度に関し情報提供を行う。
 - ・ 社会保険協会発行の広報誌に事務手続きに関する記事等を掲載する。
- 3 . 年金制度説明会の開催
 - ・ 地域住民及び企業や団体の従業員を対象とした年金制度説明会を積極的に開催する。
- 4 . 関係機関・関係団体との連携強化
 - ・ 市町村担当者への研修や事務打合せ会を定期的に行う。
 - ・ 市町村担当者向け情報誌「かけはし」を年6回（奇数月）送付し、情報提供を行う。
 - ・ 関係機関のニーズを十分聞き取り、効果的な情報提供・制度説明会を実施する。

(2) 年金セミナー事業

高校生や大学生等の若い世代を対象に、公的年金の大切さを知り、制度への理解を深めていただくため、多様な年金セミナーを積極的に実施するとともに、効果的なアプローチを検討・実施する。

1 . 年金セミナー開催に向けたアプローチ

- ・教育関係機関に対し、中学校や高校での年金セミナー開催に向けた協力依頼を行う。
- ・高校、大学、専門学校等に対し、リーフレットの送付、電話勧奨等のアプローチを積極的に行う。

2 . 年金セミナーの開催

- ・Web会議ツールを活用した非対面でのオンラインセミナーの拡大を図る。
- ・非対面式セミナーの他、新型コロナウイルス感染症対策を徹底したうえでの対面によるセミナー、セミナー動画（DVD）の視聴など、各学校のニーズや環境に応じたセミナーを開催する。
- ・実施後のアンケートや先生方のご意見をもとに、適宜、実施方法や教材の見直しを図る。
- ・セミナー講師育成のための研修やコンテストを充実させる。

3 . 地域年金推進員の活用

- ・地域年金推進が高校、大学、専門学校等を訪問し、リーフレットを活用した説明及び年金セミナー開催のアプローチを行う。
- ・地域年金推進に対する研修や連絡会議を開催し、意見交換・情報共有を行う。

(3) 地域相談事業

地域住民のニーズに応えるとともに年金制度への理解を深めていただくため、自治体や教育機関、商業施設等に出向き、出張年金相談を実施する。

- 1 . 市町村等における出張年金相談の実施
 - ・年金事務所から遠隔地の市町村に赴き、定期的に出張年金相談を開催する。
- 2 . 社会福祉施設における障害年金制度説明会の開催
 - ・特別支援学校等に対し、障害年金制度に関する制度説明会開催のアプローチを積極的に行う。
 - ・特別支援学校等の教職員や保護者に対し、感染防止対策を徹底したうえで制度説明を実施する。
- 3 . ハローワークでの雇用保険受給者説明会にあわせた制度説明会や国民年金保険料免除申請にかかる相談会等の開催
- 4 . 「ねんきん月間」を活用した商業施設等での出張年金相談の実施
- 5 . 企業や団体の従業員等に対する年金制度説明会の開催
 - ・企業や団体等に対する制度説明会を通じて、電子申請やねんきんネット、制度改正事項等について、広く周知・広報する。

(4) 年金委員活動支援事業

年金委員は、職場や地域における公的年金制度の周知・啓発という重要な役割を担っていることから、定期的な研修会や意見交換会を開催し、積極的に情報提供を行うことで、年金委員活動の活性化を図る。

1 . 定期的な研修会・意見交換会の開催

- ・厚生労働省からの通知に基づき、制度改正事項や重点協力依頼事項を中心とした研修会・意見交換会を開催する。

2 . 積極的な情報提供及び制度周知への協力依頼

- ・「年金委員活動のてびき」や情報誌「なごみ便り」を送付し活動を支援する。
- ・各種啓発資料（退職後の年金手続きガイド、アニュアルレポート等）を送付するなど、積極的に情報提供を行う。
- ・地域型年金委員及び職域型年金委員を活用し、地域住民及び企業の従業員への制度周知や情報提供を行う。

3 . 委嘱数拡大に向けた取組

- ・職域型年金委員については、年金委員未設置事業所に推薦依頼文書を送付する。
- ・定年退職等による職域型委員辞退者については、後任の推薦依頼を確実にを行う。
- ・地域型年金委員については、推薦母体となる関係団体に対し、積極的に推薦依頼を行う。

(5) 「ねんきん月間」及び「年金の日」における取組

厚生労働省と協力し、11月の「ねんきん月間」や11月30日の「年金の日」において、公的年金制度の普及・啓発活動を積極的に実施する。

- 1 . 年金委員功労者表彰式の開催
- 2 . 各年金事務所における公的年金制度の普及・啓発活動の実施
- 3 . 「わたしと年金」エッセイ募集にかかる広報・アプローチを積極的に行い応募数の増加を図るとともに、応募校に対し感謝状を贈呈する。

(6) 地域年金事業運営調整会議

地域、教育機関、企業の中での年金制度の周知・理解・支援のネットワークの強化並びに地域年金展開事業の推進を図るため、地域年金事業運営調整会議を開催する。

- 1 . 開催時期
・ 令和3年7月及び令和4年2月
- 2 . 主な議事
・ 事業計画及び事業実施結果の報告、事業における重点取組など

6 . 參考資料

(1) 令和 2 年 年金制度改革の概要 (一部抜粋)

より多くの人により長く多様な形で働く社会へと変化する中で、長期化する高齢期の経済基盤の充実を図るため、短時間労働者に対する被保険者の適用拡大、在職中の年金受給のあり方の見直し、受給開始時期の選択肢の拡大等の措置が講じられました。

1 . 被用者保険の適用拡大

(1) 短時間労働者を被用者保険の適用対象とすべき企業規模要件について、段階的に引き下げ【令和4年10月・令和6年10月実施】

● 短時間労働者への適用拡大の基準

	現行	令和4年10月～	令和6年10月～
企業規模要件	501人以上	101人以上	51人以上
労働時間要件	週20時間以上	週20時間以上	週20時間以上
賃金要件	月額8.8万円以上	月額8.8万円以上	月額8.8万円以上
勤務期間要件	1年以上	2か月超	2か月超

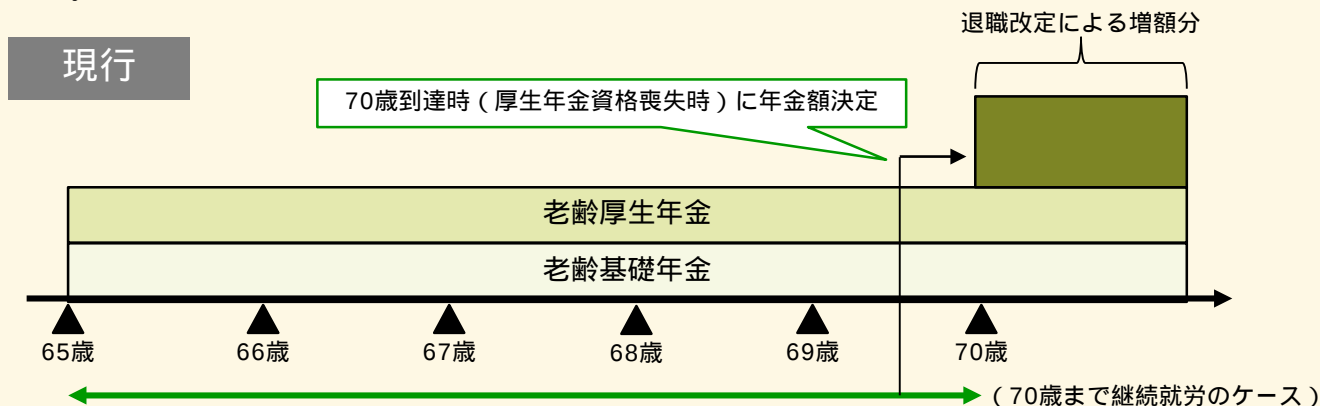
・ 正規・非正規にかかわらず、できるだけ多くの労働者の保障を充実させることがねらいです。
・ 被扶養者の基準である年収130万円未満であっても、適用拡大要件に該当すれば、自身で厚生年金に加入します。
・ 学生は対象から除外されます。

(2) 非適用業種のうち、弁護士・税理士・社会保険労務士など、法律・会計を取り扱う「士業」について、5人以上の事業所を適用種別に追加【令和4年10月実施】

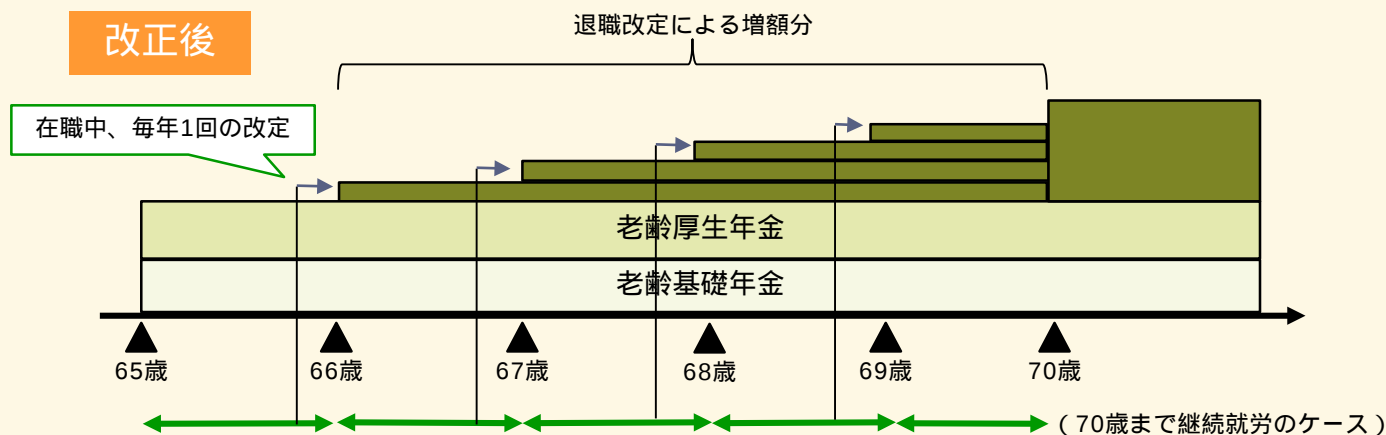
(3) 厚生年金・健康保険の適用対象である国・地方自治体に勤務する短時間労働者に対して、公務員共済の短期給付（医療保険）を適用【令和4年10月実施】

2. 在職中の年金受給のあり方の見直し

(1) 高齢期の就労継続を早期に年金額に反映するため、在職中の老齢厚生年金（65歳以上）の年金額を毎年定時に（10月分）から）改定【令和4年4月実施】



- ・現在、65歳以上で在職中（厚生年金加入）の老齢年金受給者は、資格喪失時（退職または70歳）に65歳以降の被保険者期間を加えて、年金額が改定されます。
- ・高齢期の就労が拡大する中、就労を継続したことの効果を退職を待たずに早期に年金額に反映させ、受給者の経済基盤の充実を図ることがねらいです。

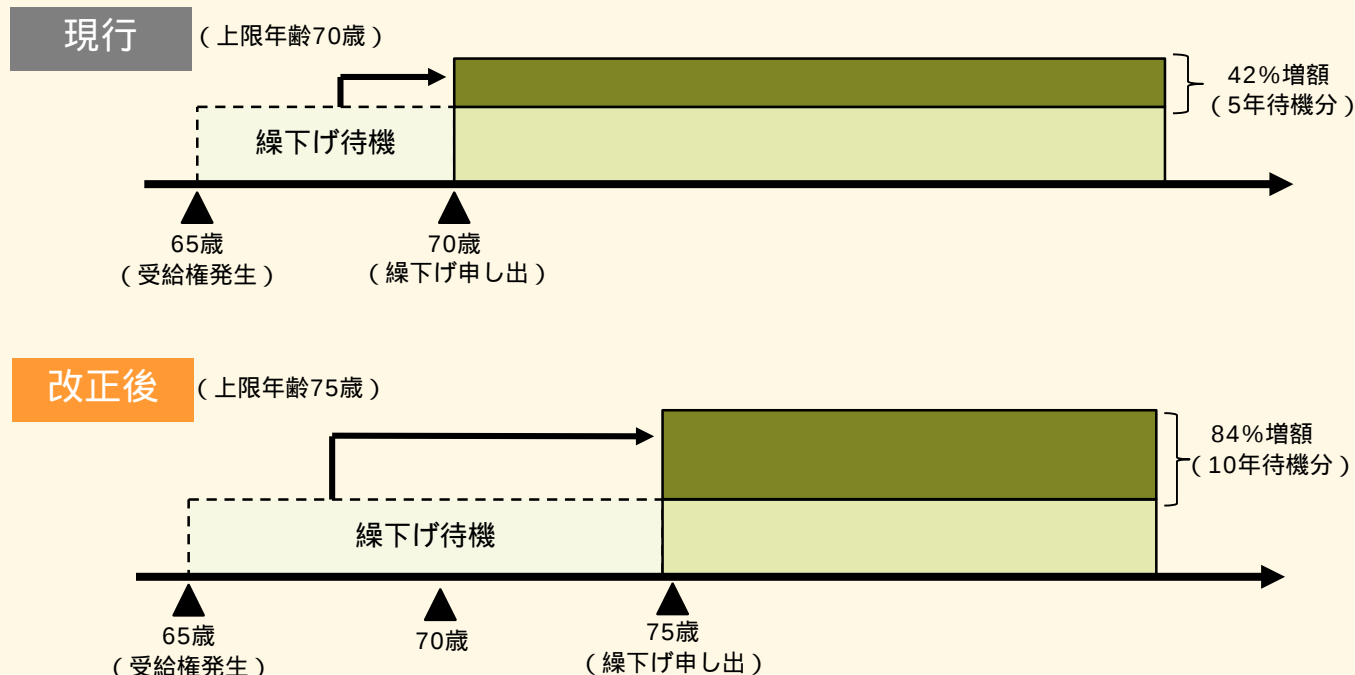


(2) 60歳から64歳に支給される在職老齢年金について、支給停止基準額の「28万円」を、現行の65歳以上の在職老齢年金と同じ「47万円」に引き上げ【令和4年4月実施】

- ・現行の「28万円」が高齢者の就労に一定程度影響を与えていることを解消する、令和12年度まで支給開始年齢の引き上げが続く女性の就労を支援する、ことがねらいです。

3. 受給開始時期の選択枝の拡大

(1) 現在、70歳となっている繰下げ受給の開始年齢の上限年齢を75歳に引き上げ【令和4年4月実施】



・ 高齢期の就労の拡大を踏まえ、高齢者が自身の就労状況等に合わせて年金受給の方法を選択できるようにすることがねらいです。

・ 65歳より早く受給開始した場合
1月あたり ▲0.5%

・ 65歳より後に受給開始した場合
1月あたり +0.7%

(令和3年2月現在)

(2) 70歳以降80歳未満の間に年金を請求し、かつ請求時点における繰下げ受給を選択しない場合、年金額の算定にあたっては、5年前に繰下げの申し出があったものとして年金を支給【令和5年4月実施】

(繰下げ上限年齢を70歳から75歳に引き上げることに伴い、5年以上前の時効消滅した給付分に対応する繰下げ増額)

(2) 日本年金機構ホームページのリニューアル

「利用者に配慮したレイアウト」「多様なデバイスへの対応」という2つの基本コンセプトに立って、令和2年9月に日本年金機構ホームページのデザインをリニューアルしました。また、スマートフォン版についても、閲覧した際の操作性を考慮して、最適な表示となるよう改善しました。

PC版トップページ

スマートフォン版

1

年金の制度・手続き、申請・届出様式、年金Q&Aなど主要なカテゴリから目的の情報を探すことができます。

2

日本年金機構の事業や取組に関する情報、時期に応じたご案内などを表示しています。

3

事業主の方、国民年金に加入の方など、ご利用者の属性別に5つのメニューを設けています。

4

20歳になったとき、就職・転職・退職などシーン別に年金に関する手続きを探すことができます。

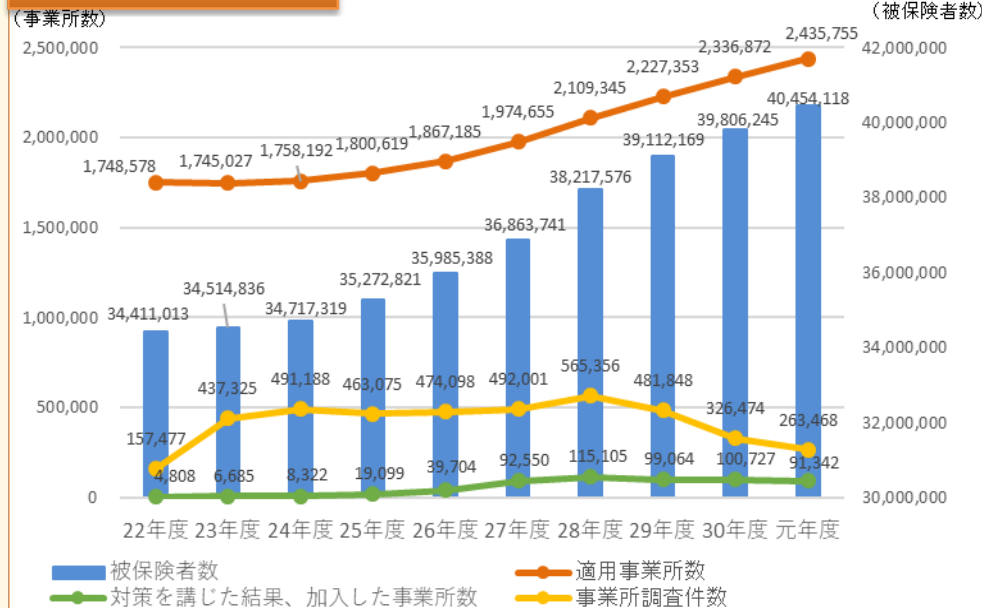


(3) 国民年金・厚生年金保険にかかる主な実績指標 (全国)

平成22年1月に日本年金機構が設立されて以降、基幹業務については、国民年金保険料の納付率の向上、加入指導による適用事業所数の増加、厚生年金保険料収納率の向上など、着実に実績を積み重ねてきました。

無年金者や低年金者をなくし、社会の安定・安心に貢献するという日本年金機構のミッションを達成するため、引き続き取り組んでまいります。

厚生年金保険適用



国民年金



厚生年金保険徴収



(4) 熊本県の厚生年金保険・国民年金の状況

(1) 加入・納付の状況 (令和元年度)

区分	適用事業所数	被保険者数	収納率
厚生年金保険	31,569事業所	416,862人	98.74%

区分	被保険者数			納付率	免除率 (全額免除・猶予)
	第 1 号	任意加入	第 3 号		
国民年金	197,462人	1,904人	91,214人	68.80%	35.8%

(2) 受給の状況

年金の種類		受給権者数	受給年金額合計
厚生年金保険	老齢給付	444,404人	223,549,865,335円
	障害給付	11,040人	71,167,962,928円
	遺族給付	75,302人	57,416,522,470円
	合 計	530,746人	288,134,350,733円
国民年金	老齢給付	525,035人	348,654,034,060円
	障害給付	41,763人	36,173,234,307円
	遺族給付	3,581人	2,621,680,307円
	合 計	570,379人	387,448,948,742円

(1) 納付率とは...

「納付すべき被保険者」が有する「納付すべき月数」のうち、
「納付された月数」の割合

(2) 免除率とは...

任意加入被保険者を除く第1号被保険者のうち、「学生納付
特例者・納付猶予者・全額免除者」の割合

(+ +) ÷ (+ + + +)

第1号被保険者					
任意加入者	その他	一部免除者	学生納付 特例者	納付猶予者	全額免除者
納付すべき被保険者					

(5) 各年金事務所の国民年金被保険者数及び納付状況

(1) 国民年金被保険者数 (令和 2 年 3 月末)

事務所	第 1 号	任意加入	第 3 号	計
全国	14,533,402人	190,436人	8,203,100人	22,926,938人
九州	1,672,850人	17,551人	832,742人	2,523,143人
熊本県	197,462人	1,904人	91,214人	290,580人
熊本東	27,432人	191人	10,960人	38,583人
熊本西	112,441人	1,295人	59,264人	173,000人
八代	28,911人	200人	10,274人	39,385人
本渡	11,811人	94人	3,667人	15,572人
玉名	16,867人	124人	7,049人	24,040人

(2) 国民年金保険料現年度納付率

事務所	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
全国	65.04%	66.30%	68.12%	69.25%
九州	61.92%	62.71%	64.79%	66.09%
熊本県	64.30%	66.00%	68.00%	68.80%
熊本東	64.80%	66.90%	69.10%	69.78%
熊本西	61.30%	67.90%	65.30%	66.03%
八代	67.00%	75.90%	70.10%	71.81%
本渡	74.60%	71.90%	77.80%	77.93%
玉名	69.90%	64.60%	73.20%	73.85%